

「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の改正案へのパブリック・コメント

～皆様のご意見をお聴かせください～

区では、平成9年に新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、地域における環境美化を推進してきました。

現在区は、条例改正により、禁止しているポイ捨てごみの定義（缶、びん、ペットボトル、たばこの吸殻等）に食料の容器等（弁当、菓子、カップ麺その他の食料を収納する容器やストロー、割りばし、串等飲食に用いる用具）を加え、区民の責務として飼い犬のふんの適切な処理について定めることを検討しています。

これにより、地域におけるより一層の美化推進を図り、新宿に住む人も訪れる人も快適に過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。

この度、条例改正の素案について、パブリック・コメントを実施し、下記のとおり区民の皆様から広くご意見を募集します。

記

【実施時期】

令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで

【意見を提出できる方】

- (1) 区内に住所のある方
- (2) 区内に事務所又は事業所がある方（法人、団体も可）
- (3) 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 区内の学校に在学する方
- (5) その他条例に直接的な利害関係があると認められる方

【資料の配布場所】

ごみ減量リサイクル課、衛生課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館

◇区ホームページでもご覧いただけます。

(https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/gomi02_000001_00007.html)



【意見の提出方法】

意見用紙（上記の配布場所にて配布）に必要事項を記入の上、郵送、ファックスまたは窓口持参によりご提出いただくか、区ホームページからご意見をお寄せください。意見を提出する際は必ず、住所及び氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際、名前などの個人が特定できる情報は公開しません。

【提出先】

新宿区環境清掃部ごみ減量リサイクル課
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目4-1（本庁舎7階）
電話 5273-4267 Fax 5273-4070